

# 坂井市企業立地奨励金制度

坂井市では、坂井市に進出いただける企業、または市内で事業施設の増設を行う企業に対して、次のような支援制度を用意しています。

## ■ 企業立地促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
テクノポート福井	新設	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 10億円以上 ・新規雇用者等 30人以上 ※コールセンター業の場合は100人以上	投下固定資産総額の20%	5億円
				・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 10人以上 ※コールセンター業の場合は50人以上		3億円
テクノポート福井以外の地域	新設	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	投下固定資産総額の10%	2億円
		成長産業（※1）		・投下固定資産総額5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上		
市内全域	新設	コールセンター業	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上	投下固定資産総額の10%	1億円
		旅館・ホテル業		・投下固定資産総額 7億円以上 ・客室数 100室以上 ・新規雇用者等 15人以上（※2）		
				・投下固定資産総額 5億円以上 ・客室数 60室以上 ・新規雇用者等 10人以上（※2）		

## ■ 事業施設設置費助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
市内全域	増設 移設	製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所	・土地、建物の取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費	・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 3人以上	投下固定資産総額の10% (移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分)	2億円
		成長産業（※1）		・投下固定資産総額 5,000万円以上 ・新規雇用者等 3人以上		
		コールセンター業		・投下固定資産総額 1億円以上 ・新規雇用者等 25人以上		

## ■ 雇用促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
市内全域	新設 増設 移設	製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所、成長産業（※1）、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業（※3）	・事業施設の建設に伴う雇用拡大に要する経費	・企業立地促進助成金、事業施設設置費助成金、空き施設活用助成金又は本社機能立地促進助成金のいずれかの適用認定を受けていること	事業施設の建設に伴い、操業開始日1年前から操業開始後3年以内の間に常時使用する従業員として新たに採用され、市内に住所を有し、かつ、採用された日から1年以上継続して雇用されている者1人につき20万円（障がい者を雇用した場合は40万円）	—

## ■ 空き施設活用助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
市内全域	新設 増設	製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所  成長産業（※1）、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業（※3）	・土地建物に係る賃貸借費（敷金、礼金、その他これに類する費用は除く）	・空き施設を活用して操業すること ・延べ面積600㎡以上 ・新規雇用者等 5人以上（ただし、コールセンター業は25人以上、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業でU・Iターン者のみ雇用する場合は3人以上）	土地建物賃貸借契約締結日以降3年分の賃貸借費の1/4  土地建物賃貸借契約締結日以降3年分の賃貸借費の1/3	1,000万円

## ■ 本社機能立地促進助成金

地域区分	建設	業種等要件	助成対象経費	交付要件	助成基準	交付限度額
市内全域	新設 増設 移設	本社機能の移転又は拡充を行う市外企業（※3）	・土地取得費 ・造成費 ・機械設備等設置費 ・事務棟、研究所、研修所及び本社機能の立地に伴い設置する社宅の建設費 ※本社機能の新設・拡充に係る分のみを対象とする	・本社機能の新設又は拡充（増床）を伴うこと ※建屋の建て増しは必要としない ・新規雇用者等5人以上（U・Iターン者のみ雇用する場合は3人以上）	投下固定資産総額の20% (移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分)	2億円

- ※1 成長産業：先端技術産業及び健康増進産業をいいます。詳細は坂井市商工労政課までお問い合わせください。
- ※2 建設を行おうとする事業者と運営事業者が異なる場合は、運営事業者が採用した新規雇用者等を含めることができます。
- ※3 本社機能の移転又は拡充を行う市外企業：本社が市外にあり、既に事業実績がある企業又はその出資により市内に設置された企業で、本社機能を市外から移転する者及び市内において本社機能の新設又は拡充を行う者をいいます。